

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案（概要）」に関する意見募集の結果について

令和7年6月4日
厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案（概要）」について、令和7年4月18日（金）から同年5月17日（土）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	今回の改正により、個別決算における新法人税等の表示方法や注記の新設、貸借対照表上の区分変更等が求められることによって、実務における負担の増加が懸念される。 制度の円滑な定着の観点から、 ○ 小規模法人に対する適用除外または簡易措置の導入 ○ 初年度の運用における経過措置の明確化 ○ 実務指針や表示例の早期提示と周知の徹底 といった措置を講ずるべきではないか。	本省令案は、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の創設を受けて、消費生活協同組合法における決算関係書類等の作成方法について改正を行う趣旨の内容であるところ、グローバル・ミニマム課税制度は全世界での年間総収入金額が7億5,000万ユーロ（約1200億円）以上の多国籍企業グループが対象となっており、一般的な小規模法人は対象外となっております。この点を踏まえ、本省令案の改正内容については事前に消費生活協同組合に対する調査を行い、改正による影響が十分小さいものであることを確認の上、経過措置は不要と判断いたしました。

		また、企業会計基準委員会より、グローバル・ミニマム課税に係る新法人税等の会計上の取扱いについては既に示されているところ、いただいたご意見も踏まえ、制度の円滑な定着に向けて周知を行って参ります。
--	--	---